平成２１年（フ）第１０６号
北海道岩見沢市美園１条４丁目２番９号　静和荘201号
債務者　渡部　法子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１０９号
北海道美唄市西２条南２丁目３番22号
債務者　木村　友昭
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２２号
北海道夕張郡長沼町銀座南１丁目４番５号
債務者　長坂　孝吉
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第９２７号
仙台市宮城野区萩野町２丁目８番地の７　セレーノ萩野町302
債務者　板橋小百合
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
福島県喜多方市字下江3687番地の１、前住所福島県喜多方市字東町4079番地４　コーポ諏訪701号室
債務者　菊地　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
福島県喜多方市字下江3687番地１
債務者　菊地タツエ
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字覚王寺前21番地117
債務者　福井　里紗
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２号
京都府舞鶴市溝尻町14番地１―105号
債務者　渡邉　修宏
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２０年（フ）第６６４０号
大阪府東大阪市新池島町２丁目６番19号
債務者　時政　康人
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７６４号
大阪市平野区長吉出戸７丁目11番９号
債務者　喫茶サフィット恋こと　上田　久美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７９６号
大阪市旭区清水４丁目３番37号　サンファミリーⅡ405
債務者　藤原　貴宏
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８３８号
大阪市平野区平野西３―６―１―１号館203、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子東２丁目１番４―606号
債務者　橋口信一郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９０４号
大阪府大東市太子田２丁目７番26号
債務者　中村　浩之
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９３１号
大阪府八尾市志紀町２丁目86番地　グランドール501号
債務者　溝口　健夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６８号
大阪府吹田市高野台４丁目１番B77―307号
債務者　保榮茂エミ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８３号
大阪府八尾市刑部１丁目11番地　ラ・フォーレ202号
債務者　服部　浩太
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１６６号
大阪市生野区中川２丁目９番10号　レオパレスエスポワール今里104号
債務者　久保　好正
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８８号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目35番14号
債務者　辻　　豊子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部